

2013年7月16日
川崎市民の健康的な生活を進める会
代表 渡辺あつ子

件名 「子宮頸がん予防ワクチン」接種後の副反応調査についての諮願

今年度4月に法定化された子宮頸がん予防ワクチンの接種について、厚生省から6月14日付で「ヒトパピロマウイルス感染症の定期接種の対応について」の勧告が出ました。平成25年度第2回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討会、平成24年度第2回薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会において、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がヒトパピロマウイルス様粒子ワクチン接種後に特異的に見られたことから、同反応の発生頻度がより明らかになり、国民に適切な情報提供が出来るまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきでないと言われた、事に由来します。

このワクチンは今まで「子宮頸がんを予防できるワクチン」として、盛んに広報宣伝がされており、川崎市でも接種事業と定期接種で一部接種済みであり、平成24年度予算は323,878千円が計上されていました。厚生労働省からの積極的な接種は勧めないとの方針の変更を示され、市民の中には混乱が生じています。現在、市は副反応の報告は受けていないとしていますが、県内自治体では報告事例があります。

一方、文科省からは6月7日付で各都道府県・指定都市教育委員会等に向けて「子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連した欠席等の状況調査について」の依頼が出ています。この調査は学校を1年間のうちに連続または断続して30日以上欠席したケース、同様に体育や部活を休んだ女子生徒において、「子宮頸がんワクチンの接種」に関連した症状があった生徒を洗い出すことで、副反応の事例を集めようとしています。しかしこれでは重篤なケースだけが対象となり、軽度の反応を見逃すこととなります。すでに1,986件の事例報告がありますが、民間の調査では当事者がだるさ等を感じても、単にさぼりや怠けとの評価をされる事もあり、場合によっては精神科の受診を勧められたケースも報告されています。

川崎市においては、このワクチンの接種における副反応の期間の長短、重度軽度に関わらずワクチン接種に関連した反応を広く把握するために、国の調査に加えて川崎市独自に質問項目を設け現状の把握に努め、その情報を市民に公開し、その中で市民が判断出来るようにするべきと考えます。市民の予防接種に対する理解の向上は、健康的な生活を営む礎となります。

諮願項目

- 1、子宮頸がんワクチンの接種において生じた副反応について詳しく把握するために、国の調査項目に加えて川崎市独自の項目を加えて実施してください。
- 2、得られた結果は速やかに公開してください。
- 3、ワクチンの効果とリスクを十分に理解出来るための学ぶ時間を設けてください。また検診の重要性を学ぶ機会として下さい



資料 1

事 務 連 絡
平成 2 5 年 6 月 2 8 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 御中
附属学校を置く各国立大学法人事務局

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応及び疑義応答について（周知）

標記のことについて、別添 1 のとおり平成 2 5 年 6 月 2 6 日付け事務連絡により厚生労働省健康局結核感染症課から周知依頼がありました。

子宮頸がん予防ワクチンの接種は、本年 4 月 1 日から新たに予防接種法に基づく定期接種の対象となり、市区町村において実施されているところですが、当面の間、「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勧告）」（平成 2 5 年 6 月 1 4 日付け健発 0 6 1 4 号第 1 号厚生労働省健康局長通知）に基づき取り扱うこととされたとのことです。

本ワクチンについては、その対象が児童生徒であることから、関係各位におかれては、別添 2、3 の Q & A 等を御活用の上、適切な対応をよろしくお願い申し上げます。なお、本 Q & A については、厚生労働省のホームページにて公開されております。

つきましては、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人に対して、附属学校を置く各国立大学法人事務局におかれては所管の附属学校に対して、本事務連絡について周知をお願いします。

（別添 1）

- 1 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（周知方依頼）
（平成 2 5 年 6 月 2 6 日付け事務連絡厚生労働省健康局結核感染症課）
 - 2 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勧告）
（平成 2 5 年 6 月 1 4 日付け健発 0 6 1 4 号第 1 号厚生労働省健康局長通知）
 - 3 リーフレット「子宮頸がん予防ワクチンの接種を受ける皆さまへ」（平成 2 5 年 6 月版）
- 参考資料 1 予防接種法の一部を改正する法律の施行等について
（平成 2 5 年 3 月 3 0 日付け健発 0 3 3 0 号第 1 号厚生労働省健康局長通知）
- 参考資料 2 予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について
（平成 2 5 年 3 月 3 0 日付け健発 0 3 3 0 号第 2 号厚生労働省健康局長通知）

（別添 2）子宮頸がん予防ワクチン Q & A

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou28/qa_shikyukeigan_vaccine.html

（別添 3）子宮頸がん予防ワクチン接種の「積極的な接種勧奨の差し控え」についての Q & A

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou28/qa_hpv.html

【本件担当】

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課 保健指導係
TEL : 03-5253-4111(代) (内線 2918)

子宮頸がん予防ワクチン Q&A

【子宮頸がんについて】

Q1. 子宮頸がんとは何ですか？

「子宮頸がん」とは、女性の子宮頸部にできるがんのことです。子宮は、胎児を育てる器官で、全体に西洋梨のような形をしています。また、子宮頸部は、膣へと細長く付き出た子宮の入り口部分（膣の方から見た場合には、奥の突き当たり部分になります。）のことを言います。

Q2. 何が原因で子宮頸がんになるのですか？

子宮頸がんの発生にはヒトパピローマウイルス（HPV）と呼ばれるウイルスが関わっています。このウイルスは、子宮頸がんの患者さんの90%以上で見つかることが知られており、HPVが長期にわたり感染することでがんになると考えられています。なお、HPVは一般に性行為を介して感染することが知られています。

Q3. 子宮頸がんにかかるとどのような症状が現れますか？

子宮頸がんは初期の頃にはほとんど症状のないことが多いですが、生理のとき以外の出血や性行為による出血、おりものの増加などが見られることがあります。また、進行した場合には、足腰の痛みや血の混じった尿が見られることもあります。このような症状がみられた際には、ためらわずに医療機関を受診してください。

Q4. 子宮頸がんは、どれくらい重い病気ですか？

子宮頸がんは、早期に発見されれば、治療により比較的治癒しやすいがんとされています。ただし、他のがんと同様、少しずつ進行していくものですから、発見される時期が遅くなると治療が難しくなります。

Q5. 子宮頸がんの患者さんはどれ位いるのですか？

子宮頸がんの患者さんは、年間10,000人程度（2008年）と報告されています。年代別にみた患者さんの数は、20代後半から増えていき、40代以降は概ね横ばいになります。しかし、最近では、特に若い年齢層（20～39歳）で患者さんが増えています。

Q6. 子宮頸がんで亡くなる方はどれ位いるのですか？

子宮頸がんで亡くなる方は、年間 3,000 人程度 (2011 年) と報告されています。年代別に見ると、30 代後半から増えていく傾向にあります。

Q7. ヒトパピローマウイルスとは何ですか？

ヒトパピローマウイルス (HPV) は、皮膚や粘膜に感染するウイルスで、100 以上の種類があります。粘膜に感染する HPV のうち少なくとも 15 種類が子宮頸がんの患者さんから検出され、「高リスク型 HPV」と呼ばれています。

これら高リスク型 HPV は性行為によって感染しますが、子宮頸がん以外に、中咽頭がん、肛門がん、膣がん、外陰がん、陰茎がんなどにも関わっていると考えられています。

Q8. ヒトパピローマウイルスはどれ位感染しやすいものですか？

子宮頸部の細胞に異常がない女性のうち、10～20%程度の方がヒトパピローマウイルス (HPV) に感染していると報告されています。また、海外では性行為を行う女性の 50～80%が、生涯で一度は HPV に感染すると報告されています。

Q9. ヒトパピローマウイルスに感染すると必ずがんになるのですか？

ヒトパピローマウイルス (HPV) に感染しても、90%以上の場合、2 年以内にウイルスは自然に排出されるとされています。しかし、ウイルスが自然に排出されず、数年から数十年にわたって持続的に感染した場合には、がんになることがあると報告されています。

【検診、予防・予防ワクチンについて】

Q10. 子宮頸がんを予防する方法はありますか？

子宮頸がんの予防法としては、子宮頸がん予防ワクチンを接種することで、ヒトパピローマウイルスの感染を予防することが挙げられます。また、子宮頸がん検診を定期的に受けることで、がんになる過程の異常 (異形成) やごく早期のがんを発見し、経過観察や負担の少ない治療につなげることができます。

Q11. 子宮頸がん検診はどのようなものですか？

20 歳以上の女性は、2 年に 1 回の頻度で子宮頸がん検診を受けることが推奨されています。一般的に、子宮頸部の細胞を採取して、細胞に何らかの異常がないか検査する「子宮頸部細胞診」が行われています。検診を受けられる場所など詳細については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

Q12. 子宮頸がん予防ワクチンの接種場所など、必要な情報はどこに問い合わせたらよいですか？

法に基づくワクチンの接種は、地域の実情に合わせて各市区町村が実施しています。お住まいの地域での実施方法や、接種の詳細などについては、お住まいの市区町村の予防接種担当課にお問い合わせください。

Q13. 子宮頸がん予防ワクチンは絶対に受けなければならないものですか？

法に基づくワクチンの接種は強制ではありませんが、一人一人が接種することで、社会全体を守るという側面があるため、対象者はワクチンを接種するよう努めなければならないとされています。

実際に予防接種を受ける際は、ワクチンの有効性とリスクを十分に理解した上で、受けるかどうかご判断ください。

Q14. 子宮頸がん予防ワクチンは何回接種すればよいですか？

子宮頸がん予防ワクチンは、3 回の接種が必要です。

法に基づく標準的な接種は、中学 1 年生となる年度に、以下のとおり行うこととなります。

- ・サーバリックスについては、1 回目の接種を行った 1 か月後に 2 回目を、6 か月後に 3 回目の接種を行います。
- ・ガーダシルについては、1 回目の接種を行った 2 か月後に 2 回目を、6 か月後に 3 回目の接種を行います。

また、通常、予防接種は一定の間隔をあけて受けるものです。ワクチン接種 1 か月以内に何らかの予防接種を受けた方は、いつ、どのようなワクチンを接種したか、担当の医師に伝えてください。

Q15. 子宮頸がん予防ワクチンはどれ位効くのですか？

子宮頸がん予防ワクチンは、子宮頸がん全体の 50～70%の原因とされる 2 種類のヒトパピローマウイルス（16 型と 18 型）などに持続感染等の予防効果をもつワクチンです。現在、サーバリックスとガーダシルの 2 種類の

ワクチンが販売されており、これまで、16 型と 18 型の感染やがんになる手前の異常（異形成）を 90%以上予防したと報告されています。

Q16. 子宮頸がん検診と子宮頸がん予防ワクチンは両方受けなければいけませんか？

子宮頸がん検診、ワクチンともに有効な予防方法ですが、ワクチンは 16 型 18 型以外の高リスク型 HPV が原因となる子宮頸がんを予防できないため、子宮頸がん検診も受診し、子宮頸がんに対する予防効果を高めることが大切です。特に 20-30 歳代で発症する子宮頸がんを予防するためにはワクチンの効果が期待されています。

Q17. 子宮頸がん予防ワクチンについて、がんを予防する効果は証明されていないと聞きましたが、本当ですか？

子宮頸がんは、数年から数十年にわたって、持続的にヒトパピローマウイルス（HPV）に感染した末に発症するとされています。子宮頸がん予防ワクチンは、新しいワクチンなので、子宮頸がんそのものを予防する効果はまだ証明されていません。

しかし、持続的な HPV の感染やがんになる過程の異常（異形成）を予防する効果は確認されており、これらに引き続いて起こる子宮頸がんを予防する効果が期待されています。

Q18. 子宮頸がん予防ワクチン接種後に副反応はありますか？

子宮頸がん予防ワクチン接種後に見られる主な副反応として、発熱や接種した部位の痛みや腫れ、注射による痛み、恐怖、興奮などをきっかけとした失神などが挙げられます。

【子宮頸がん予防ワクチン接種後の主な副反応】

頻度	サーバリックス	ガーダシル
10%以上	痒み、注射部位の痛み・腫れ、腹痛、筋痛・関節痛、頭痛など	注射部位の痛み・腫れ など
1～10%未満	じんま疹、めまい、発熱 など	注射部位の痒み・出血、頭痛、発熱 など
1%未満	注射部位の知覚異常、しびれ感、全身の脱力	手足の痛み、腹痛 など
頻度不明	手足の痛み、失神、 など	疲労感、失神、筋痛・関節痛など

（平成 25 年 6 月時点の添付文書に基づく）

また、ワクチン接種後に見られる副反応については、接種との因果関係を問わず報告を収集しており、定期的に専門家が分析・評価しています。その中には、稀に重い副反応の報告もあり、具体的には以下のとおりとなっています。

病気の名前	主な症状	報告頻度※
アナフィラキシー	呼吸困難、じんましんなどを症状とする重いアレルギー	約 96 万接種に 1 回
ギラン・バレー症候群	両手・足の力の入りにくさなどを症状とする末梢神経の病気	約 430 万接種に 1 回
急性散在性脳脊髄炎 (ADEM)	頭痛、嘔吐、意識の低下などを症状とする脳などの神経の病気	約 430 万接種に 1 回
複合性局所疼痛症候群 (CRPS)	外傷をきっかけとして慢性の痛みを生ずる原因不明の病気	約 860 万接種に 1 回

(※2013 年 3 月までの報告のうちワクチンとの関係が否定できないとされた報告頻度)

Q19. 子宮頸がん予防ワクチンの安全性に関する報道をよくみかけますが、何が問題になっているのですか？

子宮頸がん予防ワクチン接種後に、複合性局所疼痛症候群 (CRPS)※などの慢性の痛みを伴う事例や、関節痛が現れた事例などの報告があり、緊急に専門家による検討を行いました。子宮頸がん予防ワクチンの副反応の発生状況については、ワクチン接種の有効性との比較考量の中で、定期接種の実施を中止するほどリスクが高いとは評価されませんでした。

しかし、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が子宮頸がん予防ワクチン接種後に特異的に見られたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされました。今回の措置は、あくまで一時的な措置であり、より安心して接種を受けて頂くためのものです。厚生労働省では、早急に調査すべきとされた副反応等について可能な限り調査を実施し、速やかに専門家による評価を実施する予定としております。(2013 年 6 月現在)。

※複合性局所疼痛症候群は、骨折・捻挫などの外傷をきっかけとして生じる、原因不明の慢性の疼痛症候群です。

Q20. 子宮頸がん予防ワクチンを受ける際に注意することはありますか？

次のいずれかに該当する方は、特に、健康状態や体質などを担当の医師にしっかり伝え、予防接種の必要性、リスク、有用性について十分な説明を受け、よく理解した上で接種を受けてください。

- 血小板が減少している、出血した際に止まりにくいなどの症状のある方
- 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある方
- 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた方
- 過去にけいれんの既往のある方
- 妊娠又は妊娠している可能性のある方

また、接種部位には主に、腕の肩に近い外側の部分（三角筋）が選ばれるので、接種当日はこの部分を露出しやすい服装にしてください。

Q21. 子宮頸がん予防ワクチン接種後に注意をすることはありますか？

針を刺した直後から、強い痛みやしびれが生じた場合は、担当の医師にすぐに伝えて、針を抜いてもらうなどの対応をしてもらって下さい。また、その後の対応についても相談してください。

予防接種直後に、注射による痛み、恐怖、興奮などをきっかけとした失神が現れることがあります。失神し、倒れて怪我をする例も報告されているため、接種後の移動の際には、保護者の方が腕を持つなどして付き添うようにし、接種後 30 分ほどは体重を預けられるような場所で、なるべく立ち上がることを避けて待機して様子を見るようにしてください。

その他、予防接種一般に言えますが、予防接種当日は激しい運動は避け、接種部位を清潔に保ち、また、接種後の体調管理をしっかり行ってください。接種部位の異常や体調の変化、さらに高熱、けいれん、長期間持続する激しい痛みなどの異常な症状を呈した場合は、すぐに医師の診察を受けてください。

Q22. 予防接種の安全性はどのようにチェックしていますか？

安全性については、その他の医薬品と同様に、製品化までに安全性に関する承認審査を行っている他、ワクチンはウイルスや細菌など生物をもとに作っていることもあり、その後も製品（ロット）ごとに国による検定を行っています。

また、予防接種後に健康状況の変化が見られた事例を、予防接種との因果関係の有無に関わらず収集し、随時モニタリングしています。さらに、

収集したこれらの情報について、定期的に専門家による評価を実施して安全性の評価を行っています。

Q23. 予防接種を受けた後に体調が悪くなり、医療機関を受診しました。補償などがありますか？

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じたりした場合には、法に基づく補償を受けることができます。

給付申請を検討する場合には、診察した医師、保健所、お住まいの市区町村の予防接種担当課へご相談ください。

※なお、補償に当たっては、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の原因によって起こったものなのか、専門家からなる国の審査会で、因果関係についての審議が行われます。

参考情報：厚生労働省：

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンのページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/>

独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター

http://ganjoho.jp/public/cancer/cervix_uteri/index.html

予防接種健康被害救済制度：

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou20/kenkouhigai_kyusai/

重篤副作用疾患別対応マニュアル（アナフィラキシー）：

<http://www.info.pmda.go.jp/juutoku/file/jfm0803003.pdf>

重篤副作用疾患別対応マニュアル（ギラン・バレー症候群）：

<http://www.info.pmda.go.jp/juutoku/file/jfm0905002.pdf>

重篤副作用疾患別対応マニュアル（急性散在性脳脊髄炎）：

<http://www.info.pmda.go.jp/juutoku/file/jfm1104009.pdf>

資料 2

事務連絡
平成 25 年 6 月 26 日

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（周知方依頼）

平素より予防接種対策にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ヒトパピローマウイルス感染症につきましては、本年 4 月 1 日から、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による予防接種（以下「定期接種」という。）が市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）により行われているところですが、今般、平成 25 年度第 2 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、平成 25 年度第 2 回薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）での検討結果等を踏まえ、当面の間、「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勧告）」（平成 25 年 6 月 14 日付け健発 0614 号第 1 号厚生労働省健康局長通知）に基づき取り扱うこととし、別添のとおり各都道府県知事宛通知を発出しておりますので、貴省の関係機関等に対しても周知方頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1. ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勧告）（平成 25 年 6 月 14 日付け健発 0614 号第 1 号厚生労働省健康局長通知）
2. 別紙（リーフレット「子宮頸がん予防ワクチンの接種を受ける皆さまへ（平成 25 年 6 月版）」）

（参考資料）

1. 予防接種法の一部を改正する法律の施行等について（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 号第 1 号厚生労働省健康局長通知）
2. 予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 号第 2 号厚生労働省健康局長通知）

（照会先）

厚生労働省健康局結核感染症課予防接種室

調査管理係 溝口・鈴木

TEL 03-5253-1111（内 2383）

平成25年6月14日
健発0614第1号

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勧告）

ヒトパピローマウイルス感染症については、本年4月1日から、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種（以下「定期接種」という。）が市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）により行われているところであるが、平成25年度第2回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、平成25年度第2回薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）（以下「合同会議」という。）において、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン接種後に特異的に見られたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされたところである。

ついては、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種に関し、当面の間、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴職におかれては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する勧告であり、本日から適用する。

記

- 1 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対象者又はその保護者（以下「対象者等」という。）に対し、予防接種法第8条の規定による当該接種の勧奨を行うに当たっては、市町村長は、接種の積極的な勧奨とならないよう

留意すること。

- 2 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種を中止するものではないので、対象者のうち希望者が定期接種を受けることができるよう、市町村長は「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」第1の2にあるとおり、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定による公告及び同令第6条の規定による対象者等への周知等を行うとともに、接種機会の確保を図ること。ただし、その周知方法については、個別通知を求めるものではないこと。
- 3 市町村長は、管内の医療機関に対して、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対象者等が接種のために受診した場合には、積極的な勧奨を行っていないことを伝えるとともに、接種を受ける場合には、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン接種の有効性及び安全性等について十分に説明した上で接種することを周知すること。なお、同ワクチンの有効性及び安全性等について記載した説明用資料については、別紙のとおりである。
- 4 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種を含め、予防接種による副反応の報告が適切に行われるよう、市町村長は改めて管内の医療機関に対して「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」（平成25年3月30日健発0330第3号、薬食発第0330第1号厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品局長連名通知）の周知を図ること。
- 5 合同会議において、今後、早急に調査すべきとされた副反応症例について、可能な限り調査を実施した時点で、速やかに専門家による評価を行い、積極的な勧奨の再開の是非を改めて判断する予定であること。

現在、子宮頸^{けい}がん予防ワクチンの接種を
積極的にはお勧めしていません。

接種に当たっては、**有効性**と**リスク**を
理解した上で受けてください。

子宮頸がん予防ワクチンの有効性とリスクについて、お知らせします。
ワクチンの接種は、その有効性と接種による副作用（専門的には「副反応」といいます）
が起こるリスクを十分に理解した上で受けるようにしてください。

子宮頸がんは、こんな病気

子宮頸がんは、乳がんに次いで、若い女性に2番目に多いがんです

子宮頸がんは、女性の子宮の入り口部分（子宮頸部）にできる「がん」です。
若い女性（20～39歳）がかかる「がん」の中では乳がんに次いで多く、女性の100人に1人
が生涯のいずれかの時点で、子宮頸がんにかかると言われています。年間9,000人近くの人が
子宮頸がんにかかり、2,700人ものが亡くなっています。

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス（HPV）というウイルスの 感染が原因で起こるがんです

ヒトパピローマウイルス（HPV）には、100種類以上のタイプ（型）があり、そのうち、
子宮頸がんの発生に関わるタイプは「高リスク型HPV」とよばれています。主に性行為に
よって感染します。海外では、性活動を行う女性の50%以上が、生涯に一度は感染すると
いわれ、感染しても多くは自然に排出されます。

子宮頸がんの約半分は、ワクチン接種によって予防できることが期待さ れています

ワクチンには、ヒトパピローマウイルス（HPV）の成分が含まれているため、接種すること
で免疫を作ることができ、HPVの感染を防ぐことができます。
子宮頸がん予防ワクチンの接種は法律に基づいて実施されていますが、受けるかどうかは、
接種することで得られるメリットとリスクを理解した上で、ご判断ください。

子宮頸がん予防ワクチンの効果

子宮頸がん予防ワクチンは世界保健機関（WHO）が接種を推奨し、 多くの先進国では公的接種とされています

子宮頸がん予防ワクチンは、子宮頸がん全体の50～70%の原因とされる2種類（16型・18
型）のヒトパピローマウイルス（HPV）に予防効果があります。
16型HPVと18型HPVの感染やがんになる過程の異常（異形成）を90%以上予防できたとの
報告があり、これに引き続いて起こる子宮頸がんの予防効果が期待されています。

- 子宮頸がんは数年～数十年にわたって、持続的にHPVに感染した後に起こるとされています。
- 子宮頸がん予防ワクチンは新しいワクチンのため、子宮頸がんそのものを予防する効果はまだ証明されていません。



子宮頸がん予防ワクチンの接種についてのリスク

比較的軽度の副反応は、一定の頻度で起こることが知られています

ワクチン接種後に見られる主な副反応としては、発熱や接種した部位の痛み・腫れ、注射の痛み・恐怖・興奮などをきっかけとした失神があります。

＜ワクチンごとの主な副反応＞

発生頻度	ワクチン：サーバリックス	ワクチン：ガーダシル
50%以上	注射部の痛み・発赤・腫れ、疲労感	注射部の痛み
10～50%未満	痒み、腹痛、筋痛・関節痛、頭痛 など	注射部の腫れ、紅斑
1～10%未満	じんま疹、めまい、発熱 など	注射部の痒み・出血・不快感、頭痛、発熱
1%未満	注射部の知覚異常、しびれ感、全身の脱力	注射部の硬結、手足の痛み、筋肉のこわばり、腹痛・下痢
頻度不明	手足の痛み、失神、リンパ節の炎症 など	疲労・倦怠感、失神、筋痛・関節痛、嘔吐 など

*平成25年6月時点の添付文書に基づく。

まれに重い副反応もあります

副反応については、接種との因果関係を問わず、報告を集め、定期的に専門家が分析・評価しています。現在、因果関係は不明ながら、持続的な痛みを訴える重篤な副反応が報告されており、その発生頻度等について調査中です。なお、これまでに報告のあったその他の重い副反応については、以下のとおりです。

病気の名前	主な症状	報告頻度*
アナフィラキシー	呼吸困難、じんま疹などを症状とする重いアレルギー	約96万接種に1回
ギラン・バレー症候群	両手・足の力の入りにくさなどを症状とする末梢神経の病気	約430万接種に1回
急性散在性脳脊髄炎 (ADEM)	頭痛、嘔吐、意識の低下などを症状とする脳などの神経の病気	約430万接種に1回

*上記は平成25年3月末時点で専門家による評価を経た数値です。

※これらの報告には、ワクチン接種と関係がないと思われる報告も含まれます。

ワクチン接種後の注意

ワクチン接種後に体調の変化があった場合には、すぐに医師に相談してください

注射針を刺した直後から、強い痛みやしびれなどが生じた場合は、すぐに申し出てください。また、ワクチン接種後に、注射による痛みなどをきっかけとして失神することもありますので、接種後30分程度は、イスに座るなどして様子を見るようにしてください。

予防接種当日は、激しい運動や入浴は避け、接種部位を清潔に保ち、体調管理をしっかり行ってください。

副反応により、医療機関での治療が必要になった場合には、お住まいの市区町村の予防接種担当課へご相談ください

副反応によって、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害が残るなどの健康被害が生じる場合には、法律に基づく救済が受けられます。

※救済を受けるには、健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものかを、専門家からなる国の審議会で審議し、認定される必要があります。

ワクチン接種をした方も20歳になったら子宮頸がん検診を受けることが大切です

子宮頸がん予防ワクチンは子宮頸がんの原因となる全てのヒトパピローマウイルス（HPV）に予防効果がある訳ではありません。ワクチン接種をした方も、20歳になったら必ず2年に1度の子宮頸がん検診を受けましょう。定期的に検診を受ければ、がんになる過程の異常（異形成）やごく早期のがんの段階で発見できることが多く、経過観察や負担の少ない治療で済むことも多いのです。

厚生労働省ホームページで、子宮頸がん予防ワクチンに関する情報をご案内しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/>

事務連絡
平成25年6月7日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国立大学法人事務局

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連した欠席等の状況調査について（依頼）

子宮頸がん予防ワクチンの接種は、これまで厚生労働省における「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」（平成22～24年度）として市区町村において実施されてきましたが、平成25年度からは新たに予防接種法に基づく定期接種の対象となり、実施されております。

一方で、子宮頸がん予防ワクチンの接種が原因と思われる様々な健康被害が報告されており、中には学校を長期休業せざるを得ない事例もあるとの指摘もあります。

これらの状況を踏まえ、文部科学省においては、生徒に対する個別指導等に適切に対応するため、子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連した欠席等の状況について下記のとおり調査を実施することとしました。

つきましては、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人に対して、附属学校を置く各国立大学法人事務局におかれては所管の附属学校に対して依頼いただくとともに、調査結果をとりまとめの上、御回答くださるようお願いいたします。

本調査の趣旨を御理解いただき、別紙作成要領等により調査実施に御協力くださるようお願いいたします。

なお、調査の対象となる生徒について、医療機関及び市区町村又は保健所等行政機関に相談されたことがない場合については、それぞれ当該機関への受診又は相談を勧めることについても、併せて御指導くださいますようお願いいたします。

記

- 1 調査対象学校：全国の国公私立中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中・高等部）
※本調査においては、本校と分校は一つの学校として調査するとともに、通信制は除くこととします。
- 2 調査内容等：別添「調査票の作成要領」等のとおり
- 3 回答期限等：集計ファイルに調査結果を取りまとめの上、平成25年7月31日（水）までに電子メールでの提出をお願いします。なお、調査の対象となる生徒がいない場合も、その旨御回答ください。（その際、件名に「子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連した欠席等の状況調査」と記載してください。）
- 4 回答先：gakkoken@mext.go.jp

【本件担当】

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課 保健管理係

TEL：03-5253-4111(代)（内線2976）

平成25年6月7日

各国公立中学校長
各国公立高等学校長
各国公立中等教育学校長
各国公立特別支援学校長
殿

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

「子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連した欠席等の状況調査」
御協力をお願い

日頃から学校保健の推進について、御尽力いただき感謝申し上げます。

子宮頸がん予防ワクチンの接種は、これまで厚生労働省における「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」（平成22～24年度）として市区町村において実施されてきましたが、平成25年度からは新たに予防接種法に基づく定期接種の対象となり、実施されております。

一方で、子宮頸がん予防ワクチンの接種が原因と思われる様々な健康被害が報告されており、中には学校を長期休業せざるを得ない事例もあるとの指摘もあります。

これらの状況を踏まえ、文部科学省においては、生徒に対する個別指導等に適切に対応するため、子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連した欠席等の状況について調査を実施することとしました。

回答いただいた調査票は、文部科学省で使用するほか、調査結果は集計することとし、個人が特定されることはありません。

つきましては、本調査の趣旨を御理解いただき、別紙作成要領等により調査実施に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、調査の対象となる生徒について、医療機関及び市区町村又は保健所等行政機関に相談されたことがない場合については、それぞれ当該機関への受診又は相談を勧めてください。

【本件担当】

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課 保健管理係
TEL：03-5253-4111(代) (内線 2976)

(別紙)(学校配布用)

調査票の作成要領

本紙は、各学校における調査票の回答に当たっての説明事項になります。

本紙を十分に御確認いただいた後に、調査票に御回答くださいますようお願いいたします。

なお、調査の対象となる生徒がいない場合は、別途[回答表]の記入のみお願いいたします。

● 調査は、以下に示す質問(A)のいずれかの項目に該当する生徒が在籍する場合のみ実施してください。該当する生徒がいない場合は、調査は不要です。

● **質問(A)** と **調査項目Ⅰ(教育活動に関する事項)** については、学校が把握している範囲でお答えください。(保護者の同意を得る必要はありません。)

● **調査項目Ⅱ(子宮頸がん予防ワクチンに関する事項)** については、本人や保護者に確認の上、御記入ください。なお、調査への同意が得られない場合や、詳細が不明な場合は、**把握可能な範囲で御記入ください。詳細が把握できない項目については、「不明」を選択してください。**

● 調査の対象となる生徒について、医療機関及び市区町村又は保健所等行政機関に相談されたことがない場合については、それぞれ当該機関への受診又は相談を勧めてください。

質問(A) : 調査の対象となる生徒

※ 学校が把握している範囲でお答えください。(保護者の同意を得る必要はありません。)

本調査は、平成 24 年度間(平成 24 年4月1日から平成 25 年3月31日までの1年間)において、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する女子生徒について実施する。

なお、当該生徒が平成 24 年度中に転学した場合は、平成 25 年3月31日現在、在籍する学校において記入すること。当該生徒が退学した場合は、在籍していた学校において記入すること。

(1) 一定期間の欠席が認められる生徒

1年間に連続又は断続して 30 日以上欠席した女子生徒のうち、欠席理由において、「子宮頸がん予防ワクチンの接種」に関連した症状があった生徒。

具体例)

- ・子宮頸がん予防ワクチンの接種後から体調不良が続き、2 か月間登校できなかった。
- ・子宮頸がん予防ワクチンを接種した後から徐々に体が痛くなり、接種した後の半年間は、短期の欠席を繰り返した。欠席日を合計すると 50 日程度に及んだ。

(2) 体育及び部活動を休んでいる生徒

1年間に連続又は断続して 30 日以上体育の授業又は部活動を休んだ女子生徒のうち、その理由において、「子宮頸がん予防ワクチンの接種」に関連した症状があった生徒。

具体例)

- ・子宮頸がん予防ワクチンの接種後から腕の痛みが続いており、登校はできるものの、体を動かすと症状が悪化するため、体育の授業を3か月休んだ。
- ・子宮頸がん予防ワクチンの接種後から腕がしびれており、部活動を半年間休んだ(又は辞めた)。

(3) 教育活動の制限が生じた生徒

(1)(2)以外の教育活動において、「子宮頸がん予防ワクチンの接種」に関連した症状を理由として、一定期間、教育活動に何らかの制限が生じた生徒。

(注) 一過性の症状(ワクチン接種後、数日間体調が悪かった等)は含みません。

具体例)

- ・子宮頸がん予防ワクチンの接種後から記憶力が低下し、接種前より成績が低下した。
- ・子宮頸がん予防ワクチンの接種後から歩行が困難となり、階段の昇降に介助が必要になった。

調査項目 : I 教育活動に関する事項

※ 学校が把握している範囲でお答えください。(保護者の同意を得る必要はありません。)

- ① 質問(A)に該当する状況が認められた・認められている期間の累計
 - 何らかの症状が続いた期間ではないことに留意する。あくまでも、質問(A)に該当する状況(長期の休業等)が認められた期間のこと。(症状の持続期間については、別途、項目⑦で回答いただく。)
 - 断続的に休業等が認められた場合は、その期間の累計を選択する。
- ② 質問(A)に該当する状況における学校の対応
 - 休業等の状況にある生徒に対して、学校が行った支援等について記載する。複数回答可。

調査項目 : II 子宮頸がん予防ワクチンに関する事項

※ 本人や保護者に確認の上、御記入ください。なお、調査への同意が得られない場合や、詳細が不明な場合は、把握可能な範囲で御記入ください。詳細が把握できない項目については、「不明」を選択してください。

- ⑦ ⑥の症状が認められた期間の累計
 - 何らかの症状が認められている期間の累計について選択する。質問(A)に該当する状況(長期の休業等)が解消している場合でも、何らかの症状を認めている場合は、その期間の累計を選択する。
 - 断続的に症状等が認められた場合は、その期間の累計を選択する。

調査に関する留意事項は以上です。御協力いただき、誠にありがとうございました。

※ この用紙は、各学校が教育委員会等へ提出するものです。各学校が直接文部科学省へ提出することがないように、御注意ください。調査票提出の流れは、以下のようになります。

市区町村立学校	→	市区町村教育委員会	→	都道府県教育委員会	→	文部科学省
都道府県立学校	→	都道府県教育委員会	→	都道府県教育委員会	→	
指定都市立学校	→	指定都市教育委員会	→	指定都市教育委員会	→	
私立学校	→	都道府県私立学校主管課	→	都道府県私立学校主管課	→	
国立大学法人附属学校	→	国立大学法人事務局	→	国立大学法人事務局	→	

子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連した欠席等の状況調査 (調査の対象となる生徒1人につき1枚御記入ください。)

- 調査は、以下に示す質問(A)のいずれかの項目に該当する生徒が在籍する場合のみ実施してください。該当する生徒がいないう場合は、調査は不要です。
- 質問(A)と調査項目Ⅰ(教育活動に関する事項)については、学校が把握している範囲でお答えください。
(保護者の同意を得る必要はありません。)
- 調査項目Ⅱ(子宮頸がん予防ワクチンに関する事項)については、本人や保護者に確認の上、御記入ください。
なお、調査への同意が得られない場合や、詳細が不明な場合は、把握可能な範囲で御記入ください。詳細が把握できない項目については、「不明」を選択してください。

基本事項

- 1) 学校名、学校の属性を御記入ください。

a) 中学校 b) 高等学校 c) 中等教育学校 d) 特別支援学校(中等部) e) 特別支援学校(高等部)

- 2) 対象となる生徒の学年を御記入ください。(平成24年度当時)

学年

質問(A)

* 学校が把握している範囲でお答えください。(保護者の同意を得る必要はありません。)

- (1) 調査の対象となる生徒の属性について、最も近いものを1つ選んでください。
詳細については別紙(調査票の作成要領)を御確認ください。

【1】一定期間の欠席が認められる生徒

1年間に連続又は断続して30日以上欠席した女子生徒のうち、欠席理由において、「子宮頸がん予防ワクチンの接種」に関連した症状があった生徒

【2】体育及び部活動を休んでいる生徒

1年間に連続又は断続して30日以上体育の授業又は部活動を休んだ女子生徒のうち、その理由において、「子宮頸がん予防ワクチンの接種」に関連した症状があった生徒

【3】教育活動の制限が生じた生徒

【1】【2】以外の教育活動において、「子宮頸がん予防ワクチンの接種」に関連した症状を理由として、一定期間、教育活動に何らかの制限が生じた生徒

- (2) (1)の具体的な内容について御記入ください。

調査項目

I 教育活動に関する事項 * 学校が把握している範囲でお答えください(保護者の同意を得る必要はありません)

- ① 質問(A)に該当する状況が認められた・認められている期間の累計
(症状が続いた期間ではなく、質問(A)に該当する状況が認められた期間であることに留意する)

- a) 30日未満 b) 30日以上60日未満 c) 60日以上90日未満
d) 90日以上半年未満 e) 半年以上1年未満 f) 1年以上

- ② 質問(A)に該当する状況における学校の対応(複数回答可)

- a) 学校や家庭で本人又は保護者と面談した
b) 医療機関への受診や、市区町村又は保健所等行政機関への相談を促した(情報提供を行った)
c) 特に何もしていない
d) 個別の支援を行った(具体的な内容を記入)



- ③ 現在の学校生活の状況

- a) 質問(A)の状況が継続している b) 質問(A)の状況は改善しているが、まだ回復途中である
c) 質問(A)の状況は回復した

II 子宮頸がん予防ワクチンに関する事項

※以降の項目については、本人や保護者に確認の上、御記入ください。なお、調査への同意が得られない場合や、詳細が不明な場合は、把握可能な範囲で御記入ください。詳細が把握できない項目については、「不明」を選択してください。

- ④ 子宮頸がん予防ワクチンの種類

- a) サーバリックス b) ガーダシル c) 不明

- ⑤ 体調不良等の症状が始まった時期と、その原因になったと思われる子宮頸がん予防ワクチンの接種時期

体調不良等の症状が始まった時期

平成 年 月 日

不明

子宮頸がん予防ワクチンの接種時期

平成 年 月 日

不明

- ⑥ 質問(A)の状況において、子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連していると思われる症状(自由記載)

- ⑦ ⑥の症状が認められた期間の累計

- a) 30日未満 b) 30日以上60日未満 c) 60日以上90日未満
d) 90日以上半年未満 e) 半年以上1年未満 f) 1年以上 g) 不明

- ⑧ ⑥の症状についての現在の状況

- a) ⑥の症状が継続している b) ⑥の症状は改善しているが、まだ回復途中である
c) ⑥の症状は回復した d) 不明

- ⑨ 医療機関への受診の有無

- a) 受診あり b) 受診なし c) 不明

- ⑩ (⑨で「a) 受診あり」を選択した場合) 医療機関での診断名

不明

- ⑪ 市区町村や保健所等行政機関への相談の有無

- a) 相談あり b) 相談なし c) 不明